

# オプション検査について

オプション検査は健診において必ずしも必要としない場合があります。ご自身の年齢、性別、自覚症状、既往歴、家族歴等から適切にオプション検査を選択することが大切です。詳細については、下記をご参照ください。

## 1. 腫瘍マーカー

腫瘍マーカーとは、がんが作り出す物質やがんの発生に伴って体内で作られる物質であり、がんの有無の目印（マーカー）となるものです。血液中の値を測定することにより、がんを診断する際に補助的に用います。毎年繰り返し受けることで、上昇した時に重要な情報となります。

しかし、早期がんでは、上昇しない場合も多く、腫瘍マーカーだけでがんの有無を判断することは困難です。また、がんではない場合にも、様々な要因によって上昇することがあるため、医師による判断が欠かせません。

### 1) 対象となる方

- ① 組合診療所で婦人健診、生活習慣病健診を受検される方  
(組合診療所で受検する人間ドックには、あらかじめ健診項目に含まれているため申込みは不要です。)
- ② 巡回健診で生活習慣病健診を受検される方

### 2) オプション種目

種目	検査項目	料金
男性セット	CEA、CA19-9、PSA (全て血液検査)	1,000 円 (員外者 5,000 円)
女性セット	CEA、CA19-9、CA125 (全て血液検査)	

### 3) 各項目の説明

検査項目	異常値を示す場合に疑われるがん	その他、上昇を示す疾患等
CEA	胃がん・大腸がん等の消化器系のがん、肺がん 転移性の肝がん等	肝疾患、腎不全、喫煙等
CA19-9	膵臓がん、胆道がん等	胆管炎、膵炎、肝炎、糖尿病、子宮筋腫、良性卵巣腫瘍等
CA125	卵巣がん、子宮がん等	卵巣・子宮の良性腫瘍や性周期、妊娠、更年期初期
PSA	前立腺がん	前立腺肥大、前立腺炎

### 4) 腫瘍マーカー検査で高値だった場合

著明な高値の場合には、ただちに専門医を受診し精密検査を受け、必要に応じて治療を受けましょう。

「再検査(D)」の判定であった場合には、2～3 か月後を目安にもう一度検査を受けましょう。その結果によって、さらに精密検査を受ける、または、期間において腫瘍マーカー検査を繰り返しながら上昇の傾向がないかを確認することが一般的です。

なお、組合診療所で再検査を希望する場合は、管理課に電話連絡の上、予約をおとりください。

## 2. ピロリ菌検査

ピロリ菌は、胃炎・胃潰瘍・十二指腸潰瘍等の発症や胃がんを発生させる因子の一つとされる病原菌です。ピロリ菌を除菌することによって、胃がんの発生リスクが下がることから、近年ピロリ菌に感染していることがわかった場合には、積極的な除菌治療が推奨されています。

健康保険を適用し除菌治療を受けるには、いくつかの要件があります。詳細については、4) ピロリ菌検査で陽性だった場合、を参照してください。

### 1) 対象となる方

人間ドック、婦人健診、生活習慣病健診(組合診療所)、生活習慣病健診(巡回健診)を受検される方

### 2) オプション種目

種目	検査項目	料金
ピロリ菌検査	ヘリコバクターピロリIgG抗体 (血液検査)	500円 (員外者 3,000円)

### 3) ピロリ菌検査が有効な場合、受ける必要がない(受けない方がいい)場合

有効な場合	受ける必要がない(受けない方がいい)場合
<ul style="list-style-type: none"><li>■ 過去に一度もピロリ菌検査を受けたことがない。 → 特に50歳以上の方の多くは、幼少期の衛生環境によって、ピロリ菌に感染している可能性が高いとされています。</li><li>■ 過去にピロリ菌検査で「陽性」だったが、除菌治療を受けていない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>□ 過去にピロリ菌の検査を受けた結果「陰性」だった。</li><li>□ 過去にピロリ菌の除菌治療を受け、効果判定の検査で除菌が「成功」した。 → 再度ピロリ菌に感染するリスクは限りなく低いため検査を受ける必要はありません。</li><li>□ ピロリ菌の除菌治療薬を内服して間もない、また、除菌判定の検査を受けていない。 → 除菌が成功していても、失敗していても、血液中にピロリ菌の抗体が残っていることが多いので「陽性」の結果が出る場合があります。 <u>したがって、除菌治療が成功したかについての判断の指標にはなりません。</u></li></ul>

### 4) ピロリ菌検査で陽性だった場合

ピロリ菌に感染している場合には、緊急性はありませんが除菌治療を受けるようにしましょう。しかし、血液検査で陽性であるだけでは、健康保険を適用して除菌治療を受けることはできません。

健康保険を適用して除菌治療を受けるには、次の①②の条件のいずれかに該当している必要があります。

- ① 半年以内に胃内視鏡検査を受け、潰瘍や胃炎の所見があった場合
- ② 早期胃がんの内視鏡的治療後

これらに該当しない場合には、あらためて「胃内視鏡検査」を受け、潰瘍や胃炎があることを確認することにより、除菌治療の対象となります。個人によって状況が異なりますので、検査後ご自身が除菌治療の対象であるか不明な場合には、保健科にお問合わせいただくか、お近くの消化器科でご相談ください。

なお、ピロリ菌検査の結果「陽性」かつ上記①②のいずれかに該当する方で、組合診療所での除菌治療を希望する場合は、保健科にご連絡ください。